函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務について

1 調査事業について

令和3年度第5回函館市生活交通協議会(書面協議)で承認された,「函館市地域公共交通計画」の策定にあたり、下記のような調査・検討が必要と考えられる。

- ① 市内交通の現状把握
- ② 利用者ニーズの調査
- ③ 課題整理と分析
- ④ 地域公共交通計画 (素案) の作成
- ⑤ 新たな移動手段による実証運行の実施

上記②のうち、アンケート調査や住民との意見交換会など、直接住民と対話し、その意見や需要の把握については主に函館市が実施する一方、各種統計や調査結果の膨大なデータの解析や、住民意見等を基にした移動需要の分析、そしてこれらに基づく新たな施策の提案等、高度な技術力と専門的な知見を必要とする業務について、これらのノウハウを有するコンサルタント事業者へ委託することにより、効率的かつ的確に調査業務を実施することとする。

2 調査事業の受託者の選定について

受託者の選定にあたっては、事業者の持つ能力を最大限に活かした事業実施とすることを目的に、別添実施要領(資料2-2)によるプロポーザル方式を採用する。また、プロポーザル方式における最適提案者の選定にあたっては、函館市の例によることとし、本協議会の分科会として受託候補者選定を担うプロポーザル審査分科会を別添設置要綱(資料2-3)に基づき設置し、適切な事務の執行に努める。なお、審査分科会の委員については、後日会長が指名することとし、審査の公平性を担保するため、受託候補者の決定までは非公開とする。

加えて、選定事務の円滑な実施のため、最適提案者の選定については、<u>協議会規</u> 約第8条第2項の規定を適用し、協議会の意思決定を分科会に委任することとする。

3 スケジュール (予定)

5月上旬プロポーザル公募開始5月24日(火)参加申込書提出期限5月31日(火)企画提案書提出期限6月中旬ヒアリングの実施6月下旬最適提案者の決定7月上旬委託事業着手